

令和6年度6月補正予算（案）のうち
以下の2事業に係る補足説明

1 感染予防費【健康福祉課】 補正額：71,116千円

新型コロナウイルスワクチン定期接種の実施に向けて、接種体制を確保する。

- ◎ワクチン接種に係る経費 69,960千円（13,200円×5,300人）
- ◎ワクチン接種に係る事務費 156千円
- ◎接種時期 令和6年10月から12月まで（予定）
- ◎予防接種健康被害給付金 1,000千円【国10/10】

※接種費用については、令和5年度までは全額国費対応（自己負担なし）であったが、令和6年度から定期接種化され、次のとおり自己負担が生じる。

※R6接種費用（見込）／1回当たり		
	15,300円	
①R6年3月時点のワクチン単価超過部分 （国助成金の交付対象）	8,300円	} 13,200円：市委託単価
②R5年12月時点の標準的な接種費用	7,000円	
		} 2,100円：自己負担 （標準的な接種費用の約3割）

2 低所得者支援給付金給付事業費【社会福祉課】 補正額：235,631千円

デフレ完全脱却のための総合経済対策として、所得税・個人住民税の「定額減税」が行われるが、定額減税しきれないと見込まれる者に対し、給付金を支給する。【国10/10】

- ◎支給対象者 令和6年に入手可能な課税情報をもとに、所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納められており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる者
- ◎支給金額 232,000千円（R5課税情報により積算）
- ◎事務費 3,631千円
- ◎支給開始日 令和6年8月（予定）

※定額減税

納税者及び扶養親族等1人につき、4万円（所得税3万円、個人住民税所得割1万円）の定額減税を行うもの。